

産業廃棄物税制度の概要

1 産業廃棄物税制度の検討

- 愛知県では、産業廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用（3R）の促進、最終処分場の設置の促進その他適正な処理の推進を図り、循環型社会の実現に資することを目的として「愛知県産業廃棄物税条例」を制定し、2006年4月から施行している。
- この条例では、施行後5年を目途に条例の施行状況を勘案し、条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとしてされていることから、産業廃棄物税の今後のあり方や有効な使途について検討するため、「愛知県産業廃棄物税検討会議」において、施行から5年毎（2009・2010年、2014・2015年、2019・2020年）に検討しており、いずれも現行の税制度は、その枠組みを変えることなく、引き続き施行していくことが適当であると報告された。
- この報告を踏まえ、2020年12月に条例を改正し、改正条例施行（2021年4月1日）後5年を目途として、条例の施行状況を勘案し、条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、必要な措置を講ずることとしている。
- 前回検討から5年後となる2026年4月1日以降の産業廃棄物税の今後のあり方や有効な使途について検討する必要があるが、今回は「愛知県産業廃棄物税検討会議」に替え「愛知県環境審議会」に意見を求め、検討を行う。

※検討スケジュール（案）

時 期	環境審議会等	内 容
2025年1月24日	環境審議会（諮問）	諮問（書面）、廃棄物部会への付託
2025年2月14日	廃棄物部会（第1回）	税制度概要、産廃処理状況、アンケート結果、検討課題等
2025年6月頃	廃棄物部会（第2回）	検討課題、報告書素案の検討
2025年8月頃	廃棄物部会（第3回）	部会報告（報告書案）の検討
2025年9月頃	環境審議会（答申）	部会報告、答申

2 産業廃棄物税制度

(1) 概要

2006 年 4 月に愛知県産業廃棄物税条例及び産業廃棄物適正処理基金条例を施行し、産業廃棄物税を基金に積み立て、産業廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用（3R）の促進、最終処分場の設置の促進、適正処理に関する施策に充当している。

(2) 納税者

愛知県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者

(3) 税率

最終処分場に搬入された産業廃棄物の重量 1 トンにつき 1,000 円
(自ら設置する最終処分場へ搬入する場合は、1 トンにつき 500 円)

(4) 課税方式

最終処分業者（特別徴収義務者）が排出事業者又は中間処理業者から税を預かり、県へ申告納入（自ら設置する最終処分場へ搬入する場合は、県へ直接申告納付）

(5) 産業廃棄物適正処理基金

使途の透明性を確保するとともに、複数年度にわたる計画的・効果的な施策実施のため、税収から徴税费（7%）を除いた額を「産業廃棄物適正処理基金」として積み立てたうえ、この基金から事業に充当している。

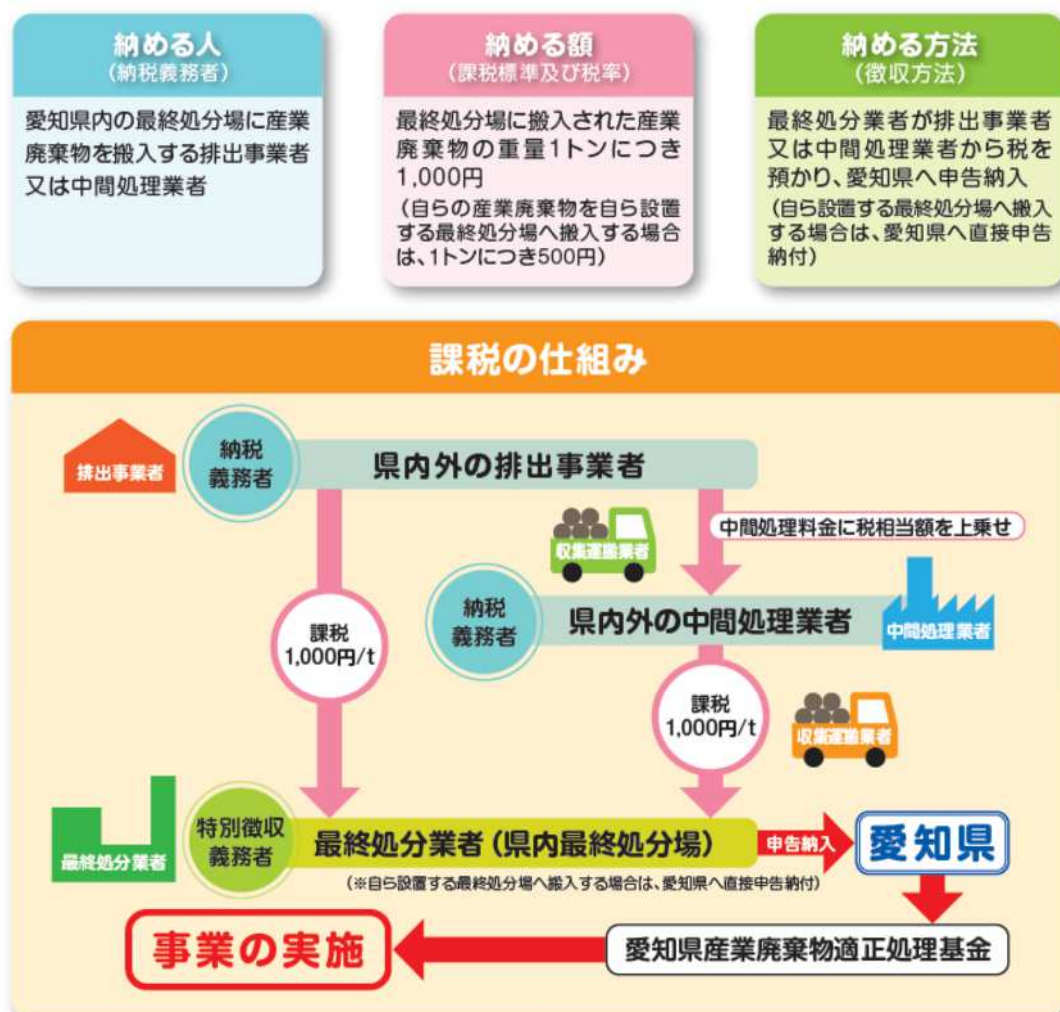


図1 課税のしくみ

3 産業廃棄物税収及び税充当事業等の状況

産業廃棄物税制度が施行された 2006 年度から 2023 年度までにおける税収、税充当事業額及び基金残高等の推移は、表 1 に示すとおりである。

2006 年度から 2023 年度までで約 102 億円 5,300 万円の税収があり、徴税費を除いた 95 億 5,800 万円を基金に積み立て、そのうち 79 億 9,400 万円を 3 R の促進、最終処分場の設置促進、適正処理の推進の事業費に充当している（具体的な事業内容は、[資料 1－3](#)、[資料 1－4](#) 参照）。

また、2023 年度末の基金残高は 15 億 6,400 万円となっている。

表 1 税収、税充当事業額及び基金残高の推移

(単位：億円)

年 度	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
税収	5.18	5.15	6.44	5.26	7.53	7.04	5.83	5.78	5.96	6.03
基金積立相当額 ^{注1}	4.82	4.81	6.04	4.96	7.02	6.56	5.43	5.38	5.27	5.55
税充当事業額	2.29	2.17	1.84	13.04	2.37	3.67	5.48	6.30	5.12	5.29
・ 3 R の促進	1.46	1.22	1.00	1.75	0.72	2.93	2.44	2.71	3.30	3.16
・ 最終処分場の設置促進	0.01	0.01	0.01	10.42	0.17	0.00	2.23	2.70	0.97	1.17
・ 適正処理の推進	0.82	0.94	0.83	0.87	1.47	0.74	0.81	0.89	0.85	0.96
繰越額	2.53	5.17	9.37	1.28	5.93	8.82	8.78	7.86	8.01	8.26

年 度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	計
税収	6.05	5.29	5.57	5.55	4.49	4.89	6.26	4.24	102.53
基金積立相当額 ^{注1}	5.61	5.26	4.93	5.26	4.36	3.95	6.45	3.95	95.58
税充当事業額	4.60	4.18	3.93	3.52	4.12	4.17	3.76	4.08	79.94
・ 3 R の促進	3.57	3.21	2.93	2.64	3.13	3.29	2.87	3.20	45.54
・ 最終処分場の設置促進	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	17.72
・ 適正処理の推進	1.03	0.97	1.00	0.87	0.99	0.88	0.89	0.88	16.69
繰越額	9.27	10.35	11.35	13.09	13.33	13.10	15.77	15.64	

※数値は四捨五入のため合計が一致しないことがある。

注 1：「基金積立相当額」は、税収－徴税費（7％）＋基金運用利息であるが、前年度の積立額に過不足が生じた年度は、過不足調整を行っている。

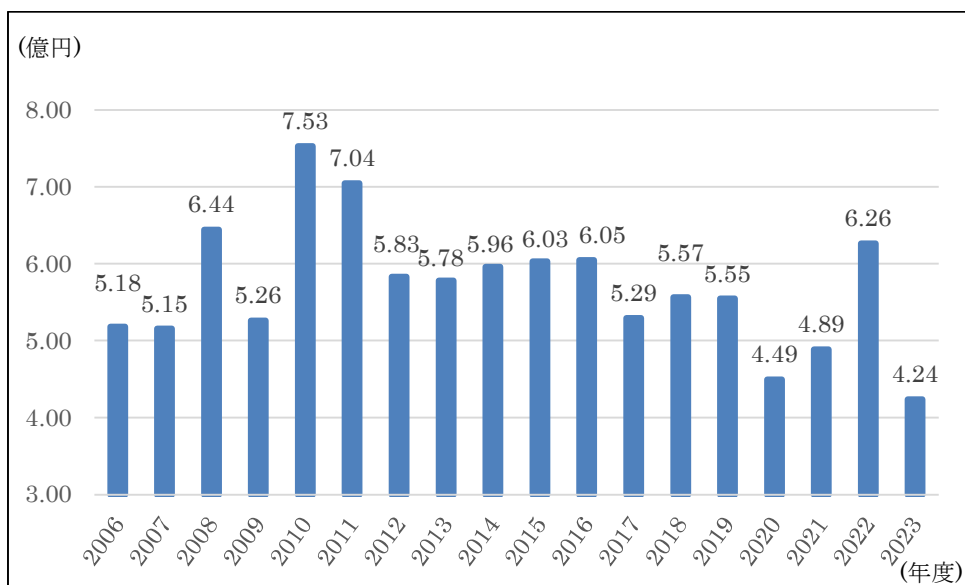


図2 税収額の推移

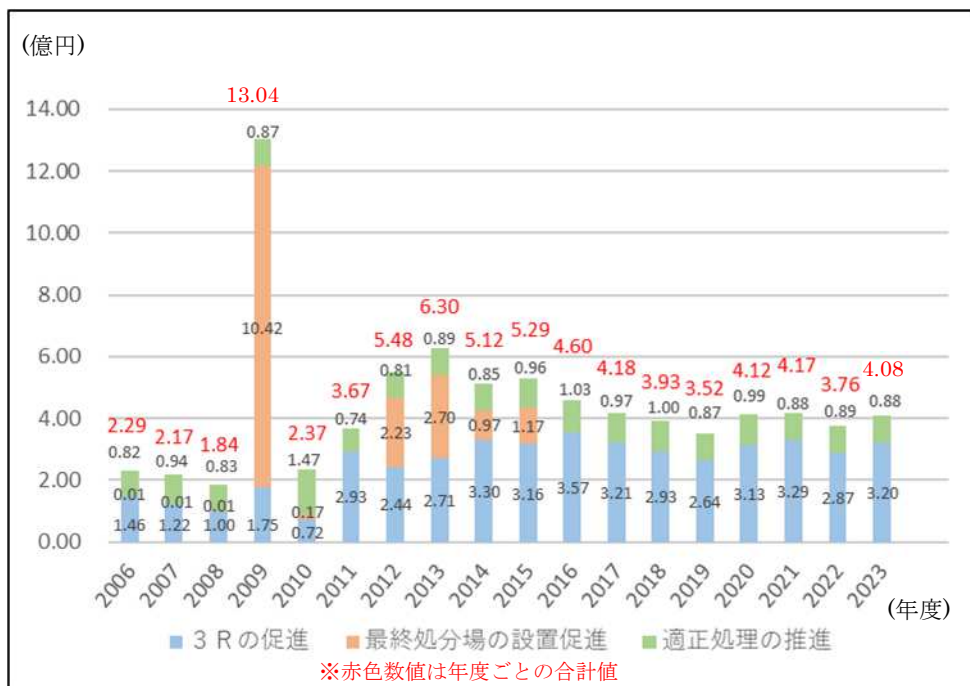


図3 使途充当額の推移

4 産業廃棄物の処理状況等

資料 1－5 参照

(参考) 全国の産業廃棄物税の状況 (別紙参照)

産業廃棄物税は、28 道府県市で導入されている。

このうち、24 道府県は税制度の見直し検討を 5 年ごとに行っており、いずれも税制度を継続している。

税率は、全ての道府県市で 1,000 円/ t となっている。

このうち、21 道府県市においては他社設置の最終処分場への搬入、自社最終処分場への搬入を問わず、一律 1,000 円としているが、本県を含め 3 県においては、自社最終処分場への搬入を 500 円/ t と軽減、1 県においては 750 円/ t と軽減、また 3 県においては免税とするといった差異を設けているところがある。

また、その他の特徴として焼却施設への搬入に対し 6 県が課税を行っている。